

# 役員等の報酬等に関する支給基準を改正する規程

役員等の報酬等に関する支給基準を次のように改正する。

## 役員等の報酬等に関する支給基準

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人湘南福祉協会定款第8条及び第22条第1項の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

### (役員等)

第2条 この基準において、役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員とする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) この法人の理事長、常務理事及び常勤理事の報酬年額は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 理事長等の毎月の給与支給額は、別表の金額を12で除して得た額とする。  
ただし、これによりがたい場合は、評議員会で決定することができる。
- (3) 理事のうち職員給与規程を適用する者には、理事手当として月額20万円を加給した額を役員報酬とするが、賞与には反映しないものとする。  
ただし、職員給与が役員報酬より低い場合は、その差額を法人本部が補填する。
- (4) 役員等が業務執行にあたり必要となる通勤費、交通費その他の経費を支給する。
- (5) 非常勤の役員等については、理事会、評議員会等の出席並びに法人業務で出勤した場合は、1回につき2万円とする。  
監事が監査を実施する場合は、1回につき4万円とする。

2 常勤の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給方法は、職員の例によるものとする。

### (退職金の支給方法)

第4条 役員等の退職金については、役員等の退職金規程の定めによるものとする。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めることができる。

## 附 則

- 1 この基準は、令和3年1月1日から適用する。
- 2 役員の報酬については、令和3年1月1日から令和4年12月31日までは、30%を減額する。ただし、令和4年6月1日以降に就任した役員については、この限りではない。
- 3 この基準は、令和4年6月1日から施行する。

別 表

役職名	年額
理事長	1, 200万円
常務理事	1, 000万円
理 事	900万円

## 役員等の退職金規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湘南福祉協会役員等の退職金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 この規程の役員等とは、理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員会委員を言う。

### (退職金の支給)

第3条 退職金は役員等が退任したとき、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に支給する。

### (遺族の範囲及び順位)

第4条 前条に掲げる遺族の範囲及び順位については職員の退職金支給規程の規定に準じるものとする。

### (支給の額)

第5条 役員等の退職金支給の額については次のとおりとする。

理事長 一任期（2年）につき 60万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月を含む。）の按分計算により行うものとする。

常務理事 一任期（2年）につき 40万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月を含む。）の按分計算により行うものとする。

理事 一任期（2年）につき 20万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月を含む。）の按分計算により行うものとする。

監事 一任期（2年）につき 10万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月を含む。）の按分計算により行うものとする。

評議員 一任期（4年）につき 5万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月を含む。）の按分計算により行うものとする。

評議員選任・解任委員会委員

一任期（4年）につき 5万円

ただし一任期に満たない期間については在任した月数（退職の日の属する月

を含む。) の按分計算により行うものとする。  
その他実状実績を踏まえ、理事会で決定することが出来る。

(支給対象)

第6条 第5条に定める役職の任期中の期間に相当する金額を退職時に支給するものとし、現に役員等の職に在る者から適用する。

2 常勤理事の職員給与相当分については湘南病院の退職金規程により理事長が決定するものとする。

(付則)

この規程は平成22年4月1日より施行する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は令和元年12月1日より施行する。